

岩手医科大学施設等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学の施設等（以下「施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用者の範囲)

第2条 施設等を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 本学が使用を許可した者及び団体

(使用の許可)

第3条 本学は施設等の使用について、運営上支障がなく、主に教育研究及び文化的使途を目的とする場合に限り、願い出によりこれを許可する。

2 本学施設等の使用を希望する者は、当該施設の管理者に使用願を提出し、許可を得なければならない。

3 次の各号に該当する場合には許可しない。

- (1) 公序良俗に反する場合
- (2) 政治運動又は宗教活動を行う場合
- (3) 入場料を徴収する等営利を目的とする場合
- (4) 上記に関わらず本学が施設使用として適当でないと認めた場合

(使用期間等)

第4条 別表1及び2に掲げる施設等の使用は、原則として「岩手医科大学職員就業規則」第33条に定める休日を除く日の午前8時30分から午後9時までの間に限り認める。ただし、当該施設等の管理者が特に認める場合は、使用時間の延長及び休日の使用を許可することができる。

2 別表3に掲げる施設等の使用は、原則として1年単位とし、更新することができる。ただし、当該施設等の管理者が認める場合は、1年未満の期間の使用を許可することができる。

(変更及び中止の届出)

第5条 施設等の使用を許可された者は、許可内容に変更が生じた場合又は使用を中止する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 施設等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を得た目的以外の使用又は転貸しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 無断で改造、廃棄、新設または移動しないこと。
- (4) 施設等に異常を認めた場合は、速やかに届け出ること。
- (5) 掲示は所定の手続きを経て行うこと。
- (6) 施設内での飲食・飲酒は原則として認めない。
- (7) 使用後は原状に回復すること。
- (8) その他管理者の指示に従うこと。

(使用許可の取り消し)

第7条 管理者は、施設等の使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当する事項を認めた場合は、直ちに使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用願に虚偽の記載があった場合
- (2) 前条に定める遵守事項に違反した場合
- (3) 天災地変その他やむを得ない事情による場合
- (4) 緊急な事情により大学として使用の必要が生じた場合
- (5) その他使用させることが適当でないと認められる場合

(損害賠償)

第8条 施設等を使用する者は、故意又は重大な過失により施設及び設備等を滅失又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出るとともに、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用料金等)

- 第9条 施設等を使用する者は、別表に定める使用料金等を大学に納入しなければならない。
- 2 使用料金等は、原則として前納または使用后1週間以内に大学に納入するものとする。
 - 3 第2条第1号及び第2号に定める者が使用する場合は、使用料金等を免除することができる。
 - 4 第2条3号に定める者が使用する場合で、次の各号に該当する場合は、使用料金等を免除することができる。
 - (1) 第2条第1号及び第2号に定める者が主催又は主導となる場合
 - (2) 地域住民等の文化的・教育的使途を目的とする行事などの場合
 - (3) その他大学が特に認めた場合
 - 5 天災地変その他やむを得ない事情により、使用の許可を取り消し又は中止した場合は、双方協議の上、納入済の使用料金等の一部または全額を返還することができる。
 - 6 別表に定める施設以外の使用料金等については、面積・設備等を考慮し、担当部署間で協議のうえ、最も類似する施設の使用料金等に準じて徴収できるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は学校法人岩手医科大学運営会議の議を経なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月11日から施行する。
- 2 平成9年4月15日施行の「岩手医科大学創立60周年記念館研修室等使用規則」、「岩手医科大学施設等使用許可内規」及び「岩手医科大学木の花会館会議室等使用規程」は、平成19年4月10日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。(平成20年1月22日一部改正)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月22日一部改正)

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。(別表関係 マルチメディア教育研究棟追加)

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。(別表関係 本町キャンパス体育館削除)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(別表関係 西講義実習棟2階講義室・マルチメディア教育研究棟4階講義室追加)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第9条関係）

1. 教育研修施設・会議室

内丸キャンパス

	階	部屋名	収容人数（人）	1時間当たりの 使用料金（円 [税別]）	担当部署
2号館	5	講義室	120	3,400	歯学部教務課
歯学部	4	歯学部会議室	30	1,700	歯学部教務課
	4	歯学部講堂	400	6,200	歯学部教務課
	4～6	講義室	120	3,400	歯学部教務課
60周年記念館	8	研修室	120	5,000	内丸総務課
	9	講義室	130	4,700	歯学部教務課
	10	同窓会室	40	2,100	内丸総務課

矢巾キャンパス

	階	部屋名	収容人数（人）	1時間当たりの 使用料金（円 [税別]）	担当部署
東講義実習棟	1	講義室	200	5,600	学事課
	1	講義室	100	3,000	
	2	ゼミナール室	60	2,300	
東研究棟	1	SGL室（1室につき）	10	300	総務課
	1	大会議室	20	2,000	
西講義実習棟	1	講義室	150	4,200	学事課
	1	講義室	90	2,900	
	2	講義室	195	5,800	
本部棟	2	大堀記念講堂	500	12,400	学事課
	3	SGL室（1室につき）	10	300	
マルチメディア 教育研究棟	4	講義室	105	3,100	全学教育企画課
	1	研修室1	60	3,500	
	1	研修室2	60	3,500	
	3	セミナー室	24	800	
	3	シミュレーション室	100	6,500	
	3	デブリーフィングルーム （1室につき）	10	400	

備考 上記収容人数は概数である。

2. 体育施設

	施設名称	1時間当たりの 使用料金 (円 [税別])	担当部署
本町キャンパス	テニスコート (一面)	600	学事課
緑ヶ丘	野球場	3,700	
	球技場	3,700	
矢巾 キャンパス	運動場	3,700	
	テニスコート (一面)	600	
	体育館 (アリーナ)	1,700	
	(剣道場)	400	
	(柔道場)	400	

備考1 上記使用料金には、機器備品等の使用料も含まれる。

2 1時間未満の端数については繰り上げて計算を行う。

3 上記料金表に掲載のない施設については、第9条第6項による。

3. 研究施設

使用区分	使用面積1平方メートル 当たりの 1年間の使用料金 (円 [税別])	担当部署
第2条第1号又は第2号に規定する者が国若しくは地方公共団体等の補助事業又は企業等との共同研究若しくは委託研究等により使用する場合	14,000	研究助成課 病院企画課 病院総務課
第2条第3号に規定する者が本学との連携研究等により使用する場合	30,000	

備考1 上記の使用料金以外に光熱水費、通信料、機器搬出入費及び設置工事等の費用は、当該利用者の負担とする。

2 1年未満の端数がある場合の使用料金は、日割り計算により算出するものとし、算出した額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。